

争 議 行 為 予 告 通 知

年 月 日

労働委員会会長 様

労働関係調整法第37条の規定によって、次のとおり通知します。

1 争議行為の目的

2 争議行為の日時

3 争議を行う場所

場 所 名	所 在 地

4 争議行為の概要